

第1 制限措置

1 漁業種類

小型定置漁業

2 許可又は起業の認可をすべき漁業者の数

3

3 操業区域

漁業権者の同意があつた共同漁業権漁場及び身網の設置される場所の最深部が最大高潮時において水深 27 メートル未満の漁場であつて漁業調整及び公益上支障がないと判断される区域

4 漁業時期

(1) さけを対象とするとき 毎年 9 月 20 日から 11 月 15 日まで

(2) さけ以外を対象とするとき 周年

5 漁業を営む者の資格

福島県に住所を有する者。法人にあっては、福島県に主たる事務所の住所を有すること。

第2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和 8 年 9 月 15 日から同年 10 月 15 日まで